第	号			児童扶	養手当	<u>資格喪少</u>	失通知	<u></u> 書			
氏	名							証番	書号	第	号
住	所										
	資格が なつた 由										
	資 格 が なつた日		令和	年	月		日				
面の告まれ、お日たし。お	都道に起の記れ、かい、でいい、このには、このには、のいいでは、のいいののでは、こののは、このは、このは、このは、このは、このは、このは、このは、このは、こ	があると 知事に 知書を におい の取書を の取書を	され、対しているというでは、対しているというでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	この通えを日の正式を日のででである。このでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	知すりき日府す日かはか県るかは、られるので、 しょう いっぱい はい	受けがでなる 登算査量 を算力を では では では でして でして でして	日の翌 きまか月 だをか月 て6か月 さまか月	日から 以この 以市 以下 以市 以市 以市 以市 の	が た た た た た た た た た た た た た た た た た た た	して3か つても、 う町村(者 都道 た、	月以内に、書 この処分の日
	令和	年	月		1府県知 ³ 町 村 :				}		印